一般社団法人よつば親愛信託おきなわ会員規約

この会員規約(以下、「本規約」という)は、協同組合親愛トラスト(以下、「本組合」という)の組合員である一般社団法人よつば親愛信託おきなわ(以下、「当法人」という)と、当法人の会員(以下、「会員」という)との関係に適用する。会員は入会申込をした時点で、本規約を承認したものとみなす。

第1章 総則

第1条(会員規約の適用)

本規約は、当法人の正会員並びに賛助会員の年会費、入退会及び会員の権利義務等、当法人の運営ならびに会員活動の基本的事項を定めるものである。

第2条(会員規約の変更・追加・廃止)

当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決及び本組合の同意を経て、本規約を変更し、及び廃止、追加が必要と判断される事項を順次追加することができる。

第2章 会員の種別

第3条(会員の種別)

当法人の会員は、当法人の定款において定められた次の2種とする。

(1) 正会員

正会員は、当法人の定款記載の目的に賛同して入会の申し込みをし、入会登録に必要な要件を満たしていると理事会、及び本組合で認められた個人とする。正会員は、信託の組成に関わることのできる会員であり、別紙正会員概要の特典事項に記載されている権利を有する。

(2) 賛助会員

賛助会員は、当法人の定款記載の目的に賛同して入会の申 し込みをし、入会登録に必要な要件を満たしていると理事会 で認められた当法人の活動の援助を行う個人とする。 賛助会 員は、信託の組成に直接関わることのない会員であり、別紙賛助会員概要の特典事項に記載されている権利を有する。

第3章 会員の入会

第4条(入会申込)

入会の申込をする者は、第7条で定める年会費を払込み、当法人が 別に定める入会申込書に必要事項を記入し、書面をもって当法人に 提出することとする。

第5条(入会申込の拒絶)

当法人は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した 場合
- (2) 入会申込者が本規約及び当法人の定款に反するおそれのある場合
- (3) 会員になろうとするものの事業及びサービス並びに商品が当法人の活動の趣旨と利益相反すると理事会で決議したとき
- (4) 過去に会員資格を取り消されたものから申し込みがあった 場合
- (5) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でない と判断した場合

第6条(会員資格有効期間)

会員資格有効期間を以下のとおりに定める。

- (1) 入会した初年度は、当該事業年度又は計算基準期間の末日 までとする。
- (2) 入会した翌年度以降は、当法人の一事業年度又は計算基準 期間とする。
- 2.会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、第7条で定める年会費の入金の払込みを確認した日とする。
- 3.会員資格は、第9条で定める方法により継続することができる。

第7条(年会費)

年会費の金額を以下のとおりにする。

正 会 員 42,000円

賛助会員 18,000円

但し、途中入会は、月割とし、一月に満たない端数を生じる場合は、 これを一月とする。

第8条(拠出金品の不返環)

当法人は、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 会員資格の継続

第9条(会員資格の継続)

会員資格有効期間が満了する場合には、書面より、継続のための案内を会員に通知する。

2.会員資格は、毎事業年度又は計算基準期間開始 1 週間前までに、 当法人の定める方法により会費を払込み、当法人が入金を確認し たことをもって継続されるものとする。

第5章 入会申込記載事項の変更等

第10条(会員の氏名及び名称等の変更)

会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当法人に通知しなければならない。

2. 前項に規定する変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延又は不達になった場合、当法人はその責を負わないものとする。

第6章 会員資格の停止

第11条(会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 年会費を納入せず、督促後なお年会費を2カ月以上納入しないとき
- (4) 除名されたとき

第12条(退会)

会員は、当法人が別に定める退会届により、書面をもって当法人に 提出して、任意に退会することができる。この場合、第8条の規定に より、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第13条(除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決に より、これを除名することができる。

この場合、当該正会員に対し、理由を付して当該社員総会の日から 1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明す る機会を与えなければならない。但し(8)の規定においては、弁明 の機会を与えないものとする。

- (1) 内外の諸法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) 当法人、他の会員又は第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (3) 当法人、他の会員又は第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (4) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
- (5) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (6) 当法人の定款及び会員規約に違反したとき
- (7) 当法人が保有する情報等を理事会の承認なく漏えいした時
- (8) 会員の事業及びサービス並びに商品が本協会の活動の趣旨 と利益相反すると理事会の決議又は代表理事が決定した時
- (9) 反社会勢力組織、団体等の関係者又はその関係者と接触を 持つ者であると判明したとき及び当法人がそれと判断した とき
- (10) 第7条で定めた会費を1年以上滞納したとき
- (11) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が会員として不適当

と判断したとき

2. 会員が、前項各号の一に該当し、かつ当法人又は本組合に著しい 損害を与えたと思料される場合は、当法人の理事及び本組合の理事 全員の同意をもって即時除名するものとする。

第13条の2 (本組合の会員資格停止後の会員)

当法人が本組合を退会し又は資格抹消された場合は、第3条に規定する会員は、本組合の指示に従い、本組合が指定する法人(以下、「本組合の指定法人」という。)へ、会員の個人情報及び入会届、その他会員にかかる当法人に預託された物品及び会費を引継ぐことを原則とする。

- 2. 前項の退会又は資格抹消が事業年度又は計算基準期間の途中に 行われた場合、当法人が会員より提供を受けた会費は、引継ぎ年月日 までの月割りとして清算し、余剰金は会員等に返金せず、本組合の指 定法人に支払わねばならない。
- 3.前2項の規定に関わらず、当該会員が、自ら本組合に異議を申し立てした場合はこの限りではない。

第7章 会員資格有効期間終了に伴う措置

第14条(措置)

会員資格有効期間が過ぎ、当法人からの通知の後も、当法人が会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、又はその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合はすみやかに清算することとする。

第8章 禁止行為

第15条(禁止行為)

会員は、次の各号における行為をしてはならない。

- (1)会員は、本規約第3条に定める会員権利を第三者に譲渡も しくは使用させてはならない。
- (2) 会員は、当法人の許可なく、当法人の名称もしくはこれを連想させる名称を無断で使用し活動してはならない。

第9章 個人情報の保護

第16条(個人情報の保護)

会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、又はその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。

- 2. 当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される 法規を遵守するとともに、次の各号の場合を除き、個人情報を第三 者に提供しない。
 - (1) 情報開示や第三者への提供について、該当する会員の同意 がある場合
 - (2) 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合
 - (3) 会員の行為が、当法人の権利、財産やサービス等に損害を及 ぼす可能性があり、それらを保護のために必要と認められ る場合
 - (4) 会員の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要で、会員 の同意を得ることが難しい場合

第10章 損害賠償

第17条(損害賠償)

会員が、定款及び本規約に反し、又はそれに類する行為によって当 法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人 に賠償しなくてはならない。

第18条(会員間の紛争)

会員間相互に生じた紛争において、会員は自己費用と責任において解決するものとし、当法人には一切の責を負わない。

第11章 残存条項

第19条 (残存条項)

退会した場合又は会員資格が停止もしくは除名された場合であっ

ても、第8条、第9条、第14条、第15条、第16条、第17条、 第18条及び本条の規定は有効に存続するものとする。

第12章 その他

第20条(その他)

本規約に定めるもののほか、必要な事項は本組合の総会及び理事会又は理事の決定で別に定める。

(附則)

1. 本規約は、2018年8月1日より実施する。

2023年1月1日 改訂